

運営推進会議（介護・医療連携推進会議）の設置について

1 概要

（1）運営推進会議

- ・・・利用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的とした会議

（2）介護・医療連携推進会議

- ・・・利用者、地域の医療関係者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、地域に開かれたサービスをすることで、サービスの質の確保を図ること及び当該会議において、地域における介護及び医療に関する課題について関係者が情報共有を行い、介護と医療の連携を図ることを目的とした会議

2 対象事業所

地域密着型サービス全事業所（夜間対応型訪問介護・共生型通所介護を除く）

3 回数等

（1）概ね12か月に1回以上実施するサービス

- ①療養型通所介護（介護・医療連携推進会議）

（2）概ね6か月に1回以上実施するサービス

- ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護（介護・医療連携推進会議）
- ②認知症対応型通所介護（運営推進会議）
- ③地域密着型通所介護（運営推進会議）

（3）概ね2か月に1回以上実施するサービス

- ①認知症対応型共同生活介護（運営推進会議）
- ②小規模多機能型居宅介護（運営推進会議）
- ③看護小規模多機能型居宅介護（運営推進会議）
- ④地域密着型特定施設入居者生活介護（運営推進会議）
- ⑤地域密着型介護老人福祉施設（運営推進会議）

4 構成員等

- (1) 区職員（介護保険課介護事業者支援係担当職員）又は地域包括支援センターの職員
- (2) 利用者又は家族の代表
- (3) 近隣住民等
- (4) 事業所職員

※上記4種のうち3種程度、5名以上の人員で開催することが望ましい。

5 開催場所等

特に指定はございません。事業所以外で実施することも可能です。

6 会議内容

提供しているサービスの内容（行事等）・事故報告・意見交換・個別のケース相談 等

7 報告等

(1) 会議構成員名簿

構成員が決まり次第、速やかに下記担当までご提出ください。※参考様式有

(2) 開催通知

開催日時、場所等が決まりましたら下記担当までお知らせください。※参考様式有

(3) 報告書

開催後は下記担当まで報告書（形式自由）の提出をお願いします。※参考様式有

8 その他

(1) 上記「7 報告等 (1) 会議構成員名簿」につきましては、変更毎に下記担当までご提出ください。

(2) 上記「7 報告等 (3) 報告書」につきましては、毎開催後に下記担当までご提出ください。

9 担当

足立区介護保険課介護事業者支援係

郵便：〒120-8510

住所：足立区中央本町 1-17-1 足立区役所北館 1 階介護保健課

TEL：3880-5727 FAX：3880-5621 E-mail：kaigo@city.adachi.tokyo.jp

以上